

北間連だより

No.68

平成26年 1 月31日

発行者／北海道間税会連合会 会長 高橋則行 事務局／〒060-0034札幌市中央区北4条東2丁目8番6 札幌ユニオンハイツ4階 ☎011-271-6320 FAX011-272-6360

消費税 活かすみんなの 間税会



時計台

《 主 要 目 次 》

- | | | | |
|---------------------|-----|----------------------|-------|
| ●札幌国税局長年頭あいさつ | 2 | ●「税を考える週間」協賛行事 | 7～10 |
| ●北間連会長年頭あいさつ | 3 | ●講演と作文朗読会 | 11 |
| ●平成25年度納税表彰 | 4 | ●活動だより | 11～12 |
| ●「税の標語」表彰等 | 5～6 | ●新春特別対談 | 13 |
| | | ●国税広報 | 13～16 |

年頭のあいさつ

新年明けましておめでとうございます。

北海道間税会連合会の会員の皆様方には、平素から税務行政全般にわたりまして、深い御理解と多大なる御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。



札幌国税局長

江 國 清 志

北海道間税会連合会は、昭和48年の発足以来、揮発油税等の個別間接税に関する正しい税知識の普及活動を幅広く展開され、平成元年4月の消費税創設の際には、事業者・消費者に対する啓蒙活動の先頭に立ち、消費税定着推進運動や滞納防止のための完納運動の推進に取り組んでこられました。

近年は、租税教育がますます重要となる中で、その一環として取り組まれている「税の標語」募集活動や、e-Taxの利用促進につきましても重点事業の一つと位置付け積極的に活動されるなど、間税会の皆様方の永年にわたる御尽力に対しまして、心から敬意を表する次第であります。

本年4月から、改正消費税法により消費税率が8%に引き上げられることとなり、昨年10月には、「消費税転嫁対策特別措置法」が施行され、政府全体でその円滑な導入に取り組んでおります。

国税当局としましても、政府の方針を踏まえ、納税者の皆様が適正な申告・納付を行うことができますよう、消費税の改正内容の周知・広報に努めてまいりますとともに、転嫁や価格表示に関する相談に適正かつ丁寧に対応し、税務行政に寄せられている国民の信頼にこたえていく所存であります。

消費税に関する国民の関心が一層高まる中、税務行政の良き理解者であり、消費税等の事業者で組織する間税会の皆様の活動は、ますます重要なものになると考えております。

今後とも、一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、迎えます平成26年が北海道間税会連合会のますますの御発展と会員の皆様の更なる御繁栄の年となりますよう心からお祈り申し上げます。

年頭のあいさつ

あけましておめでとうございます。

会員の皆様には、当連合会の運営につきまして、特段のご協力・ご尽力をいただき誠にありがとうございます。

また、国税ご当局の皆様には、平素から間税会に対しまして深いご理解と多大なご指導を賜り、厚くお礼を申し上げます。



北海道間税会連合会会長

高橋 則行

さて、皆様ご承知のとおり、本年4月には「社会保障の安定財源の確保」のため消費税率が8%に引上げられますが、私ども事業者は消費税が円滑かつ適正に転嫁されるよう買ったときなどの転嫁拒否行為を慎み、適正な価格表示に努めるとともに、消費者からの預かり金的性格を有する消費税が国に適切に納められるよう、今後とも適正な申告と納税を果たしていくことが大切と考えております。

また、低所得者への逆進性の緩和措置については、平成26年度の与党税制改正大綱に「財源を確保しつつ、国民の理解を得た上で」という前提のもと「軽減税率の導入」が明記されましたが、具体的な導入の時期などが曖昧のまま事実上先送りとなった感があり、未だ検討の余地があるのではないかと考えられます。

一方、軽減税率導入には対象品目の選定・区分判定の困難性、事業者の事務負担増加、消費税収の減少など多くの弊害も指摘されているところですが、これらを踏まえ、間税会としてはこれまでの「単一税率の維持と給付付き税額控除制度の導入」への提言活動を継続していくことが大事ではないかと考えております。

いずれにしても、提言活動をはじめ適正な申告と納税の啓発、e-Taxの利用促進、研修会・会員交流会・広報活動など各種活動を積極的に展開していくことが大事であり、また、その役割も一層大きくなっていくと思われますが、そのためにも組織拡大・財政基盤の強化を図り、間税会の存在感・提言力を高めていくことが肝要と考えております。

昨年は北間連創立40周年という節目の年を迎えましたが、新たな歴史を刻みつつ更なる発展が図られますよう、会員皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、各間税会のますますのご発展と会員皆様のご繁栄を祈念し、また、国税ご当局皆様のご健勝とご活躍を祈念いたしますとともに、今後とも私ども間税会に一層のご指導を賜りますようお願い申し上げ、年頭のごあいさつといたします。

平成25年度 納税表彰受彰おめでとうございます 敬称略

財務大臣表彰



佐 藤 悦 夫

全国間税会総連合会 理事
北海道間税会連合会 副会長
釧路間税会 会長

国税庁長官表彰



新 谷 龍一郎

全国間税会総連合会 理事
北海道間税会連合会 副会長
旭川中間税会 会長

国税局長表彰

和 田 幹 夫

北海道間税会連合会 常任理事
札幌中間税会 副会長



田 中 雄

札幌西間税会 常任理事



野 村 義 次

札幌東間税会 副会長



安 部 新 市

北海道間税会連合会 常任理事
小樽間税会 会長



山 崎 與 吉

北海道間税会連合会 常任理事
旭川東間税会 会長



野 村 幸 生

旭川東間税会 副会長



堀 口 亘

北海道間税会連合会 常任理事
留萌間税会 会長



税務署長表彰

田 中 由 彦

札幌東間税会 常任理事

小 林 潤

北間連常任理事 (函館間税会)

高 橋 勝 子

北間連理事 (八雲間税会)

本 間 英 夫

倶知安地方間税会 監事

鈴 木 安 行

北間連常任理事 (岩見沢間税会)

伊 藤 克 嘉

北間連常任理事 (滝川間税会)

永 見 滋

滝川間税会 専務理事

園 部 一 正

名寄間税会 監事

林 眞 二

留萌間税会 理事

竹 内 芳 郎

室蘭間税会 理事

砂 原 勲

浦河間税会 副会長

成 川 義 一

苫小牧間税会 常任理事

横 地 敏 光

釧路間税会 理事

平成25年度

「税の標語」受賞作品決定

皆様のご協力のもと沢山のご応募ありがとうございます

平成25年度の「税の標語」は9間税会から3,486点の応募がありました。前年度（11間税会で3,513点）に比べ間税会数、応募数とも減少しておりますが、このうち小中学生等からは札幌東・函館・滝川・旭川中・室蘭・網走・十勝池田・根室の8間税会で3,344点の応募があり、前年度（8間税会で3,341点）とほぼ同数という結果になっています。応募のあった作品については全間連で審査の結果「全間連：入選」に5点の作品が受賞となりました。（全国の応募総数：234,267点）また、小中学生等からの応募作品については、各学校ごとに別途「北間連会長賞（優秀賞）」の審査が行なわれ、67点が受賞作品として選考されました。

なお、「全間連：入選」及び「北間連会長賞（優秀賞）」の受賞者には、「税を考える週間」等に於いて各間税会の会長・役員の皆様を通じて賞状と記念品が贈られました。そして、この「税の標語」の受賞者への表彰（伝達）については、受賞された生徒さんの笑顔とともに地元紙等に大きく取上げられるなど、間税会の活動・存在感を大いにアピールすることにもなりました。

● 全間連 入選

函館	函館市立弥生小学校	土橋	茜音	税金は	皆を支える	力持ち
滝川	滝川市立江陵中学校	桶矢	風紗	伝えよう	納税する	大切さ
室蘭	伊達市立伊達西小学校	沼田	聖菜	消費税	私もいっぱい	はらってる
網走	網走市立第一中学校	樋渡	咲希	大切な	税で育む	夢、未来
根室	根室市立厚床中学校	栗林	風羽花	「興味ない」	そう言わないで	興味をもとう
						税のチカラ



札幌市立平和通小学校

● 北間連会長賞（優秀賞）

【札幌東間税会】

札幌市立平和通小学校	眞木	陽菜	日本の	明るい未来を担うのは	
			若者たちと消費税		
	近藤	愛莉	消費税	たった5円も	大事だよ
	村本	帆奈美	みんなの町	橋も道路も	税金で
	西堀	有亮	消費税	みんなで支える	この国を



函館市立弥生小学校

【函館間税会】

函館市立弥生小学校	石田	桃太郎	税金は	日本をつくる	材料費
	松井	愛民	税金は	未来の私に	とどけたい
	亀井	和輝	税金で	みんながつながる	明るい社会
函館市立柏野小学校	福中	彩世	税金を	納めて守る	明るい暮らし
	鈴木	海斗	税金君	みじかな所で	活躍中
	福眞	怜杜	税金は	生活支える	大黒柱
	森	大地	税金を	納めて作ろう	豊かな未来
	坂口	颯麻	消費税	次の世代の	未来にも
函館市立亀田小学校	伍楼	伸之介	この国の	未来をささえる	消費税
	田辺	翔太郎	税金は	みんなのために	活躍する
	板倉	桃水	税金は	みんなを守る	ヒーローだ
	能登	谷もも	考えよう	くらし支える	消費税
	田村	翔太	消費税	未来をかえる	贈り物
函館市立青柳小学校	赤石	咲季	安心を	未来にとどける	消費税
	木村	友香	納税で	明るい日本を	つくろうよ
	里村	駿佑	税金は	明るい未来の	第一歩
	夏原	優月	税金で	未来を形に	変えていく
	吉崎	千穂	消費税	わたしたちの	パートナー



函館市立柏野小学校



函館市立亀田小学校



函館市立青柳小学校

【滝川間税会】

滝川市立江陵中学校

清水 健太
大野 鮎香
櫻井 香波
菅原 涼
高桑 悠

税金を しっかり納め いい国に
消費税 暮らしのために 納めよう！
税金で みんなを救い 国守る！
納めなきゃ 未来が困る 消費税
税金は しっかり納め 国のため



滝川市立江陵中学校

【旭川中間税会】

旭川福祉専門学校

谷 枝里香
小林 晶
谷地加奈子
高橋 真
藤野 陵

税金で この国守るの 私たち
考えよう 納めよう そして活かそう生活に
国民が 国を支える 消費税
消費税 誰もが納める 大事な税
税金を 納めて救える 命あり



旭川福祉専門学校

【室蘭間税会】

室蘭市立武揚小学校

室蘭市立旭ヶ丘小学校

登別市立鷺別小学校

登別市立富岸小学校

伊達市立東小学校

大島 孝太
大橋 凜央
千葉みらい
北村 夢歩
川越 彩加

105円 その5円が やくに立つ
消費税 日本各地で 活躍中
税金が みんなをたすけ 未来ある
消費税 明るい未来 信じよう
おさめなきゃ 税が社会を 支えてる



網走市立第一中学校

【網走間税会】

網走市立第一中学校

本間 綾乃
高橋 直也
石垣 静流
藤田 真裕
三木 舞

税金は 明るい未来を つくるもの
守ろうよ 自然や環境 税金で
税金で みんなの笑顔 守りたい
この税で 未来の子どもに つなげよう
つくろうよ 税金はらって 豊かな未来



斜里町立斜里中学校

斜里町立斜里中学校

小澤 稚菜
樽見 恭果
渡辺 詩織
中村 礼奈
渡部 柚芽花

納税で かがやく未来 君のため
私の税は みんなのために いきている
導こう 明るい未来を 納税で
税金は みんなの暮らし 支えてる
税金は 明日に架ける 夢の橋



陸別町立陸別小学校

【十勝池田間税会】

陸別町立陸別小学校

清水 琉衣
棟方 里緒

消費税 楽しい暮らしを つくりだす
税金は 未来に届く プレゼント

【根室間税会】

根室市立光洋中学校

菊池 晃成
福原 海斗
土生 芽吹

ありがとう おさめてくれた 消費税
消費税 わが国さえ みなえがお
消費税 納めるのは 自分のために
君のために みんなのために



根室市立厚床中学校

根室市立厚床中学校

根室市立啓雲中学校

根室市立海星小中学校

岩瀬 大樹
高橋 怜志
熊谷 暖
坂下 栞菜

消費税 だれがはらうの？ 君でしょ！
ありがとう 勉強できる 消費税
復興のために 使ってほしい 消費税
消費税の意味知ってる？

別海町立別海中央中学校

大石 達也
小村 南月
外川 桃寧

消費税 納めてわかる 大切さ
消費税 皆を支える 宝物
日本と みんなの笑顔を守る 消費税

別海町立中春別中学校

出田 日花里
小野 寺幸太

消費税 未来にたくす 明るい日
真剣に 考えるべき 消費税

別海町立上西春別中学校

森井 駿
大家 悠寿

消費税 有効に使い 幸せに
消費税 皆で支える 暮らしの柱

中標津町立中標津中学校

中標津町立計根別中学校

標津町立標津中学校

木村 郁美
中野 仁貴
佐賀 友里亜
遠嶋 優月

大切な 未来をつくろう 消費税
ぼくたちと 標津の町の 消費税
消費税 なければ この国なりたたない
納めよう いいまちつくろう 税金で

「税の標語」の募集は、税の標語を考え作るという機会を通じて税の意義や現状を理解し、そして今後のあり方等を考えていただくための一つの施策として取り組んでいるところです。そして小中学生等に対するの募集は、税の標語を作る際に税について勉強し、考え、知って貰うというような租税教育活動の一環としても大きな役割を担っているところです。今後とも皆様のご協力により沢山の作品が応募されますようお願いしております。

平成25年度「税を考える週間」協賛行事

各地で多彩に開催

「税を考える週間」(11月11日～17日)においては、国民各層により能動的に税の仕組みや目的等を考えてもらい、国の基本となる税に対する理解を一層深めてもらうとともに、税務行政に対する理解及び納税道義の高揚を図ることを目的として、効果的・効率的な広報広聴施策を官民挙げて集中的に実施しようというものであります。このような趣旨を踏まえ、今年度も各地において間税会主催あるいは他の税務関係団体との共催などにより、講演会・研修会・街頭広報・税金クイズ大会・「税の標語」表彰(別掲)などが開催されましたが、税について改めて考え・知る機会となり、また、これら各種行事が地元新聞等にも大きく取上げられるなど、間税会等税務協力団体の存在・活動状況を大いにアピールすることにもなりました。

以下、各地の活動状況の一端をご紹介します。

講演会開催

札幌中間税会

11月13日(水)、札幌第一ホテルにおいて札幌中税務署菊地紀之署長の「我が国における税の変遷」と題した講演会が行なわれました。講演では租税の発生から時代の変遷とともに様々な税が課せられてきたことや現在の租税体系などについて分かり易くお話しいたき、出席者一同大変興味深く聞き入っていました。



関係団体合同(女性部会)の主催で川上和夫札幌北税務署長の「税金あれこれ」と題した講演会が開催されました。税に関する様々なお話や税務調査に関するお話などに皆熱心に耳を傾けていましたが、国民が様々なサービスの提供を受けるためには、正しい納税が必要であることを再認識するとともに、納めた税は正しく、平等に、国民のために使って欲しいと願うところです。



税務研修会開催

札幌西間税会

11月20日(水)、札幌プリンスホテルにおいて、北海道税理士会札幌西支部、札幌西青色申告会、札幌西法人会、札幌西間税会の税務関係4団体共催により「税と気象を学ぶ」と題した税務研修会が開催されました。札幌西税務署副署長による「税の役割と税務署の仕事」、税理士による「消費税改正のポイント(消費増税に伴う価格表示方法や経過措置、住宅取得控除等の解説)」、そして気象予報士による「最近の道内気象」について講話をいただきましたが、各講師の資料と映像を取り入れたとても分かり易い講話に参加者(120名)は皆熱心に耳を傾けるなど意義ある充実した税務研修会となりました。



e-Tax横断幕設置と税金クイズ大会開催

札幌東間税会

11月5日(火)から11月18日(月)までの間、菊水円形横断歩道橋(札幌市白石区菊水6条4丁目)にe-Taxに関する「横断幕」を札幌駅方向と新札幌方向に1枚ずつ設置し、その利用促進等呼び掛けました。



また、11月12日(火)には当会江別支部と他の税務関係団体との共催で江別市コミュニティセンターにおいて「税金クイズ大会」を開催しました。参加者は20の難問に挑戦し正解発表に一喜一憂の場面もありましたが、このクイズ大会を通じて改めて税について考え、知る機会にもなりました。



講演会開催

札幌北間税会(女性部会)

11月15日(金)、札幌サンプラザにおいて法人会等

❖「セミナー」と「利き酒会」開催

函館間税会

11月18日（月）、ホテル函館ロイヤルで「消費税の改正について」と題して札幌国税局の甲斐徹也消費税課課長補佐によるセミナーが開催されました。平成26年4月から消費税率が8%になるということもあり、会場は会員以外の人も含め多数の出席者で埋まり、皆熱心に聞き入っていました。また、セミナー終了後、同ホテルにて恒例の「利き酒会」を開催しました。利き酒クイズは清酒の部で3問（純米酒・本醸造酒・吟醸酒）、焼酎の部で3問（麦焼酎・芋焼酎、サッポロソフト）、果実酒の部で4問（輸入ワイン・おとペワイン・奥尻ワイン・はこだてワイン）の合計10問で、なかなか区別が付かず参加者は苦慮していましたが、2年ぶりに全問正解者（1名）出現に会場からは驚嘆の声が上がりました。引き続き行なわれた懇談会では利き酒の成績優秀者への景品授与など盛り上がり、盛会裏のうちに終了となりました。（このほか、他の税務関係団体との共催等による街頭広報や税の無料相談会、税の書道展・作文展などを開催しました。）



❖税務署長講演会開催

小樽間税会

11月13日（水）、小樽法人会との共催により栗原茂雄小樽税務署長を講師にお招きし、「税の役割と税務署の仕事」と題した講演会が開催され、税の大切や税務行政がどのように行なわれているのかなど、皆熱心に聞き入っていました。



❖街頭広報

余市間税会

11月11日（月）、イオン余市店前等において「税を考える週間」行事として、余市法人会及び青申会との共催で街頭広報を行ないました。当日は風が強く雪も舞うという悪天候



にもにもかかわらず南波余市税務署長にもご参加いただき、街行く人にクリアファイル（世界の消費税）等を配布し税の使われ方や間税会活動の一端などをアピールしました。

❖懇談会開催

倶知安地方間税会

11月14日（木）、倶知安町中小企業センターにおいて税務署と税務関係6団体との懇談会が開催されました。懇談会には高瀬和也税務署長はじめ幹部の皆様のご出席をいただき、各団体の活動状況や今後の活動予定、税務署と各団体との連携などについて意見交換が行なわれました。

❖講演会等開催

岩見沢間税会

11月11日（月）、岩見沢平安閣において時任英俊岩見沢税務署副署長による講演会が開催されました。「最近の税務行政の課題と対応」というテーマで、経済のグローバル化が進展する中において



国際的な取引に対する適正な課税への対応やIT化への取り組みなどについて分かり易くご講話いただき、出席者は熱心に耳を傾けていました。また、11月21日（木）にはホテルサンプラザにおいて今年6月に設立された女性部会が中心となり懇談会（ワインと美食の夕べ）が開催されました。地域の恵みを味わいながら会員相互の親睦を深め間税会の活動・趣旨を広く知っていただくとともに、管内の発展にも寄与できればということで開催となったものですが、ご臨席いただいた林信男空知総合振興局副局長からは地域振興への取



り組みや酒税などのお話をいただき、そして地元ワインの利き酒とともに女性の視点やアイディアを生かした料理を充分堪能するなど、充実したひと時を共有することができました。

❖税金クイズ実施

滝川間税会

滝川地方法人会等関係団体との共催により「ウルトラクイズ2013」と称するハガキによるクイズの公募を行ないました。これは「税を考える週間」の機会をとらえてクイズに参加することにより税の意義を理解し納税意識の高揚と税についての知識を高め



て貰いたいと言う趣旨のもと実施しているものです。10,000枚のチラシを配布し4,130名から応募（クイズの回答）があり、抽選により250名の方が当選となり、当選者には滝川税務署管内の温泉共通入浴券等の景品が贈られました。

❖ クイズ大会・税の標語展開催

旭川中・東間税会

11月10日（日）、ロワジュールホテル旭川に於いて法人会と共催で「おもしろ税ミナール！2013」が開催されました。税金クイズ大会では全5問に正解した人にク



オカードをプレゼント。その他、お楽しみ抽選会、旭山動物園元7代目園長・菅野浩氏のトークショウなどが行なわれ、会員・一般合わせて約400名が来場しました。

また、先般行なわれた「税の標語」募集作品の中から北間連会長賞（優秀賞）や旭川中・東間税会会長賞などを受賞した17点の作品を同イベント会場内に展示したほか、「世界の消費税」クリアファイルの配布やポスターの掲示を行なうなど、税の啓発・間税会のPR活動にも努めました。

❖ 合同税務研修会開催

富良野間税会

11月14日（木）、富良野商工会議所において富良野地方法人会富良野支部、富良野青色申告会、富良野商工会議所中小企業相談所との共催で、「合同税務研修会」



が開催されました。講師は富良野税務署の加須屋裕治上席調査官と山口潤一上席調査官のお二人にお願いし、「税制改正及び事業承継税制」と「消費税」についてお話をいただきました。来年4月に消費税率が引き上げられることなどもあり、出席者一同熱心に聞き入っていました。また、出席者には「世界の消費税」のクリアファイルの配布も行ないました。

❖ 街頭広報と税務署長講演会等開催

留萌間税会

11月11日（月）、「税を考える週間推進委員会」主催により、「るもいプラザ」前など市内3箇所において街頭広報が行なわれました。この日は山本浩三留萌税務署長にもご参加いただき、道行く人に税を考える週間の啓発やe-Taxの利便性を紹介するチラシ、ポケッ

トティッシュなどを手渡し、期限内納入、e-Taxの利用促進などを訴えました。また、11月14日（木）には留萌産業会館において税務署長講演会と税金クイズ大会が行なわれました。講演会



では山本浩三留萌税務署長が「税の役割と税務署の仕事」をテーマに消費税増税に伴う総額表示義務の特例措置や査察調査、税に関するコンプライアンス確保策などについて説明され、また、税金クイズでは税に関する3択問題20問が出題され、参加者は難問に一生懸命取り組み組んでいましたが、税について改めて考え、知る機会となりました。

❖ 税務署長講演会等開催

稚内税務署管内間税会連合会

11月21日（木）、稚内サンホテルにおいて菊川康宏稚内税務署長による「租税よもやま話」と題した講演会が開催されました。漢字の成り立ちから見る租税の意味合い、明治か



ら昭和初期の税制の変遷、税務行政の運営、査察調査、IT化等納税環境の整備など幅広いお話がありました。また税務研修会として税務署の担当統括官より消費税の改正関係について説明がありましたが、税について考え知る充実した講演会等となりました。

❖ 税に関する作品展

室蘭間税会

11月11日（月）から17（日）までの間、「税を考える週間実行委員会」の主催により室蘭市民会館、登別市役所、伊達信金本店アトリウムムの三箇所において「税に関する作品展」が行なわれました。この展示には小学生から応募のあった1100点を超える「税の標語」の中から全間連「入選」作品1点、北間連「優秀賞」5点をはじめ室蘭間税会会長賞、室蘭税務署長賞、室蘭市長賞など多数の受賞作品が展示されましたが、各展示会場を訪れた人たちは、生徒さんたちが税について勉強し一生懸命考えて作った標語に感心するとともに、税について考えてみる機会にもなったようです。

❖ 税務研修会等開催

苫小牧間税会

11月13日（水）、苫小牧市グランドホテルニュー王子にて税務研修会が開催されました。研修会では苫小牧税務署千葉晴紀副署長が「ノウゼイノギム〜えっ、わたし

が納税者」をテーマに講演。納税者が死亡した場合に相続者が納付義務を負う事や相続者の中で支払いが不可能な状況になった場合の連帯納付義務など日ごろ聞き慣れない納税制度の解説に出席者は熱心に聞き入っていました。また、研修会終了後は同ホテルにて青年部会・女性部会主催による「道産酒を普及する会」が開催され、4種類の道産ワインあるいは3種類の道産清酒の飲み比べや試飲が行なわれるなど、道産酒の味わいを楽しむと共に道産酒のPRにも努めていました。



❖「税の標語」展

11月11日(月)から11月17日(日)までの間、網走市及び斜里町の8施設において「税の標語」展が開催されました。これは先般全間連主催により行なわれた「税の標語」募集において網走市立第一中学校及び斜里町立斜里中学校の生徒さんから応募のあった400点余りの作品が展示されたものですが、全間連入選作品1点、北間連会長賞(優秀賞)10点、網走間税会会長賞11点の作品を始め、生徒さんが税について勉強し一生懸命考えて作った各作品に会場を訪れた人たちはしばし足を止め感心して見入っていました。



網走間税会

❖書道展・標語展

税を考える週間を迎える当たり、北見市租税教育推進懇話会及び法人会等税務関係団体との共催により、11月9日(土)から12月5日(木)までの間「まちきた大通ビル・パラボ」などにおいて「税の書道展・標語展」が開催されました。会場には北見市内の多数の小中学生から寄せられた書道や標語の作品が展示され、展示期間中は多くの生徒さんやそのご家族などが訪れ、それぞれの作品に見入っていましたが、これら作品を作るあるいは展示作品を目にして、改めて税について考えてみる機会にもなったようです。



北見間税会

❖税務研修会

11月20日(水)、釧路キャッスルホテルで行なわれた理事会において、酒税のスペシャリストである釧路税務署永杉茂巳副署長による税務研修会が開催されました。

釧路間税会

「お酒の話し」と題して酒類消費割合から見る地域性の紹介や国税における酒税の規模、納税の仕組み、また税務署が適正飲酒の啓蒙活動をしていることなど幅広くご講義いただき、大変有意義な研修となりました。



❖講演会開催

11月11日(月)、北海道ホテルにおいて帯広地方法人会及び帯広税務署管内青色申告会連合会との共催により、札幌国税局栗原克文課税第二部長による「経済社会の変化と税務行政」と題した講演会が開催されました。人口推移、国債発行額、GDPとインフレ等暦年推移から経済社会の変化を捉え、国内に止まらず国際支援としての税など具体的な事例や体験談を交えながらお話しいただきましたが、参加者は普段接する機会の少ない税務行政の話に最後まで真剣に聞き入っていました。



帯広間税会

❖税務講演会等開催

11月14日(木)、平成25年度の「税を考える週間」税務講演会・特別講演会が本別町・津村会館で行開催されました。税務講演会は山田和訓十勝池田税務署長が「いざという時の為の相続税対策」というテーマで講演され、続いて北海道大学院藤野彰教授の「異質な隣人・中国といかに向き合うか」という特別講演がありましたが、間税会の会員をはじめ75名の参加者は熱心に聞き入っていました。



十勝池田間税会

❖高校生の税金クイズ大会開催

11月16日(土)、根室商工会館において「税を考える週間推進協議会(根室税務署管内の5納税団体で構成)」主催による「高校生の税金クイズ大会」が行なわれました。根室市内の2校から16名が参加し、三択記入方式のクイズ全20問に挑戦しました。予選を勝ち抜いた上位6人による決勝戦では、○×の二択クイズを行い、間違えた人から抜けていき優勝者が決まりましたが、このクイズ大会を通して税を考え知る機会にもなったようです。



根室間税会

「講演と作文朗読会」開催



11月14日（木）、東京ドームホテル札幌において北海道税務関係団体連絡協議会（以下「税団協」：石丸修太郎会長（道税理士会会長））主催により、「税を考える週間」協賛行事として「講演と中学生の税についての作文朗読会」が開催された。講演会では江國清志札幌国税局長が「税務行政の現状と課題」と題し、国際的な租税回避への適切な対応や納税者のコンプライアンスの維持・向上、コンプライアンスリスクが高い分野への実地調査の重点化、消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策などについて分かり易くお話いただき、参加者は皆、熱心に耳を傾けていた。続いて「中学生の税についての作文朗読会」が行なわれた。この税の作文は納税貯蓄

組合が全国的な規模で募集活動を展開し、中学生が日頃税について感じていること、あるいは税について勉強しその大切さ、税はどのように使われるべきか、無かったらどうなるのかなど、身近な経験も踏まえ作文にまとめ応募したものであるが、道内で応募のあった9918編の中から税団協会長賞など各賞を受賞した5名が作文を朗読した。5名の作文はいずれも素晴らしい内容であり、また、堂々としかりとした朗読は、会場を埋め尽くした参加者を感嘆させ、そして生徒さん達に盛大な拍手が送られた。



活 動 だ よ り

◆ 北間連「青年・女性部会」部会長会議開催

11月14日（木）、東京ドームホテル札幌において札幌国税局の豊田雄司消費税課長ら幹部、親会から高橋会長をご来賓にお迎えし、平成25年度の部会長会議が開催され、冒頭、依田青年部会長、豊田消費税課長の挨拶があった。議事では組織拡大・財政基盤の強化等について会員数の推移・組織状況の報告と青年・女性部会が中核となって活躍していくことが大切であることなどが提議されたほか、今年6月に岩見沢間税会に女性部会が発足した旨の報告があった。e-Taxの利用促進ではダイレクト納付の利用拡大等、「税の標語」募集では少しでも多くの募集を行い、応募の拡大を図ることなどが提議、確認された。また、「平成26年度税制及び執行に関する要望書」に関しては、「単一税率の維持という項目を重要視し、提言活動等を行なっていく」旨、報告があった。会議終了後は、同ホテル



で開催された税を考える週間協賛行事の「講演と中学生の税についての作文朗読会」に出席し、江國札幌国税局長の講演と中学生の作文朗読を聴講した。

◆ 国税局と税団協の協議会開催

10月7日（月）、東京ドームホテル札幌において札幌国税局と北海道税務関係団体連絡協議会（以下「税団協」）との協議会が開催された。協議会は国税局から関係課長ら8名、税団協からは関係団体の専務理事ら5名の出席で行なわれたが、税団協からは各団体の会員数の推移と現状、活動状況、今後の活動予定等について説明があり、また、国税局からは税務行政の現状、適正公平な課税のための各種施策・税務手続き、e-Taxの更なる利用促進などについて説明がされるとともに、これら事項への協力要請がなされた。なお、協議事項等を踏まえて意見交換が行なわれたが、更なる納税道義の高揚、適正公平な課税等について今後とも税務当局及び税務関係団体が協議を重ねるとともに、関係団体の一層の連携協調が大切である旨再確認された。

（北海道税務関係団体連絡協議会（税団協）は道税理士会、道法連、道青連、道納連、北間連の5団体で構成されており、25年度は北海道税理士会が当番事務局となっている。）

◆ 「青年・女性部会合同交流会」開催

—— 札幌5間税会青年・女性部会

9月21日（土）、札幌市内5間税会の青年・女性部会主催によるプロ野球観戦と会食（ジンギスカン）の



合同交流会が開催された。当日は札幌ドームで日ハムと楽天の試合が行なわれたが、今シーズンは最下位を低迷している日ハムに、ファンとしては何ともやり切れない気持ち

が充満おり、この日ばかりは勝利を収め美酒に酔いたいと100人近くの会員等が参加し声援を贈った。しかしながら現実には残酷なもので、楽天のピッチャーはマー君（田中）。3回に1点を先制するものの、終わってみれば7対3の負け試合。野球観戦後のジンギスカンでは、自棄食い、自棄のみの人も居たとか（?）。ともあれ美味しいジンギスカンとビールを堪能しジャンケン大会で盛り上がるなど、親睦を深める楽しい交流会となった。



◆ 顧問税理士委嘱状交付 — 札幌南間税会

8月19日（月）永浜クロス㈱の会議室において、福島札幌南税務署長らの来賓をお迎えし、顧問税理士への委嘱状（委嘱期間2年）交付が行なわれた。これは会員等

に対する税務申告相談の便宜性など、会の活性化・充実等を図る見地から平成17年度に税理士会（札幌南支部）の全面的なご理解とご協力のもと導入された制度であり、今回は5回目の交付となったものである。



◆ パークゴルフ大会開催

— 札幌南・東間税会（青年・女性部会）合同

9月18日（水）、青年・女性部会の主催により山根園パークゴルフコースにおいて札幌東間税会との合同パークゴルフ大会が行なわれた。当日は秋の爽やかな天候に恵まれ、腕自慢・口自慢の面々が36ホールで白熱したプレーを展開した。競技終了後ジンギスカンで会食、そして「森の湯」で温浴を楽しみ、心身ともにリフレッシュして大満足の1日となった。



全間連創立40周年記念式典挙行

9月19日（木）、東京會館（東京都千代田区丸の内）において、全国間税会総連合会（以下「全間連」）第40回通常総会の後、国税庁長官のほか国税庁、財務省、東京国税局などから多数のご来賓ご臨席のもと、全間連創立40周年記念式典等が挙行され、北間連からは高橋会長ら関係者が参列した。記念式典では40周年を記念して功労者表彰が行なわれ、連合会ごとに対象者が読み上げられそれぞれの代表者に大谷全間連会長から表彰状が贈られたが、北間連からは高橋会長ほか7名（後段に掲載のとおり）が表彰され、北間連代表とし

て永濱芳久副会長（札幌南間税会会長）に表彰状が贈られた。また、記念式典の後には映画監督の山田洋次氏の講演や祝賀会でのアトラクシ



ョンでは歌手・俳優の高橋元太郎氏の懐かしい歌などで盛り上がり盛会裏のうちに閉会となった。

【功労者表彰受表彰者】（敬称略）

高橋 則行（北間連会長・函館間税会会長）
戸澤 亨（北間連副会長・札幌中間税会会長）
鷺尾 和徳（北間連副会長・札幌北間税会会長）
永濱 芳久（北間連副会長・札幌南間税会会長）
新谷龍一郎（北間連副会長・旭川中間税会会長）
佐藤 悦夫（北間連副会長・釧路間税会会長）
依田 忠敏（北間連青年部会長・札幌中間税会副会長）
奈須川弘志（北間連専務理事・北間連事務局）



新春特別対談

今般の消費税率の引き上げを機に、「日本の社会において消費税が果たすべき役割」（そのあり方を考える）をテーマとして、石丸修太郎北海道税理士会会長と高橋則行北海道間税会連合会会長との対談が行なわれました。以下、対談の要旨（抜粋）をご紹介します。（本対談は平成26年度税制改正大綱が発表される前に行なわれたものです。）



❖消費税の役割等について

（高橋会長） 消費税は社会保障と税の一体改革における基幹税と考えており、社会保障の財源確保の必要性から大多数の人は負担（増税）やむなしと考えていると思うが、（福祉目的税として）きちんと使われるのかという不安を持たれないよう十分な説明が必要ではないか。

（石丸会長） 福祉目的税とすることにより、道路特定財源制度の時のようにその支出について無駄な支払いがあったのではないかと疑われるようなことがあってはならない。社会保障の整備を特定の税に結びつけるというより、トータルの税収の中で支出の比率・バランスを考えていくのが良いのではないか。社会保障関係は税だけで考えている訳ではなく国民は保険料を負担しており、それとの兼ね合いを見ながらの議論も必要と思う。

❖軽減税率（複数税率）導入について

（高橋会長） 税の簡素化、経済活動に対する中立性の大きな阻害要因となるので単一税率の維持とともに、（低所得者への逆進性対策は）給付付き税額控除制度を導入すべきである。この場合、低所得者にとって十分な中身のあるものになることが大切と思う。

（石丸会長） 事業者の事務負担の増加は勿論、社会的不公平感の問題が出るので、単一税率を維持していただきたいと考えている。

以上のほか、短期間に2段階で消費税率が引き上げられることによる事務負担の増加や、外税方式の価格表示やインボイス方式導入による煩雑さなどについて意見交換が行なわれました。

◆◆ 国税広報 ◆◆

国外財産を保有されている方へ 「国外財産調書制度」のお知らせ

居住者の方で、その年の12月31日において、その価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する方は、その国外財産の種類、数量及び価格等を記載した「国外財産調書」をその年の翌年の3月15日までに提出しなければなりません。

この国外財産調書制度については、平成26年1月から施行され、法施行後、最初の「国外財産調書」は、平成25年12月31日における国外財産の保有状況を記載して、平成26年3月17日（月）までに提出していただくことになります。



国外に所有する
土地、建物等

国外の預金、
有価証券等



国外財産
調書

税務署



国外財産調書に関する詳しい情報は、
国税庁ホームページをご覧ください。

www.nta.go.jp

平成26年 4 月 1 日から消費税率が引き上げられます。

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により、消費税法の一部が改正されました。主な改正内容は次のとおりです。

主な改正内容

1 消費税収入の使途の明確化

国分の消費税収入については、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費（社会保障 4 経費）に充てるものとされました。

2 消費税率の引上げ

消費税率及び地方消費税率について、次のとおり 2 段階で引き上げることとされました。

区 分	適用開始日	現 行	平成26年 4 月 1 日	平成27年10月 1 日
消費税率		4.0%	6.3%	7.8%
地方消費税率		1.0%	1.7%	2.2%
合 計		5.0%	8.0%	10.0%

※経済状況等を総合的に勘案した上で、消費税率の引上げの停止を含め所要の措置を講ずることとされています。

3 税率引上げに伴う経過措置

適用開始日以後に行われる資産の譲渡等のうち一定のものについては、改正前の税率を適用することとする経過措置が講じられています。

消費税の円滑かつ適正な転嫁等への取組

消費税は、価格への転嫁を通じて最終的に消費者にご負担いただくことを予定している税です。

政府としては、消費税率の引上げに当たって、事業者の方々が円滑かつ適正に転嫁できるよう対策を講じており、転嫁・価格表示・便乗値上げ等に関する政府共通の相談窓口として、「消費税価格転嫁等総合相談センター」が設置されています。

同センターでは、下記専用ダイヤル又はホームページ上の専用フォームにより相談を受け付けています。

○消費税価格転嫁等総合相談センター

〔専用ダイヤル〕 0570-200-123

【受付時間：平日 9：00～17：00（平成26年 3 月・4 月は土曜日も受け付けます。）】

〔ホームページ URL〕 <http://www.tenkasoudan.go.jp>（24時間受付）

〔相談受付内容〕 ①転嫁に関する問い合わせ ②広告・宣伝に関する問い合わせ
③消費税総額表示に関する問い合わせ ④便乗値上げに関する問い合わせ

総額表示義務の特例

消費者向けの価格表示については、税込価格を表示（総額表示）することが義務付けられていますが、平成25年10月1日から平成29年3月31日までの間は、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置」を講じている場合に限り、税込価格を表示しなくてもよいとする特例が設けられています。

特例を適用する場合の価格表示例

〇〇〇円（税抜き）

〇〇〇円（税別）

〇〇〇円（本体価格）

〇〇〇円＋税

「領収証」等に係る印紙税の 非課税範囲が拡大されました

(平成26年4月1日以降作成されるものに適用されます)

平成25年4月
国 税 庁

「所得税法等の一部を改正する法律」により、印紙税法の一部が改正され、平成26年4月1日以降に作成される「金銭又は有価証券の受取書」に係る印紙税の非課税範囲が拡大されました。

「金銭又は有価証券の受取書」に係る非課税範囲の拡大

現在、「金銭又は有価証券の受取書」については、記載された受取金額が3万円未満のものが非課税とされていますが、**平成26年4月1日以降**に作成されるものについては、受取金額が**5万円未満**のものについて非課税とされることとなりました。

「金銭又は有価証券の受取書」とは

「金銭又は有価証券の受取書」とは、金銭又は有価証券を受領した者が、その受領事実を証明するために作成し、相手方に交付する証拠証書をいいます。

したがって、「領収証」、「領収書」、「受取書」や「レシート」はもちろんのこと、金銭又は有価証券の受領事実を証明するために請求書や納品書などに「代済」、「相済」、「了」などと記入したもの、さらには、「お買上票」などと称するもので、その作成の目的が金銭又は有価証券の受領事実を証明するために作成するものであるときは、金銭又は有価証券の受取書に該当します。

(注) 1 印紙税の納付の必要がない文書に誤って収入印紙を貼ったような場合には、所轄税務署長に過誤納となった文書の原本を提示し、過誤納の事実の確認を受けることにより印紙税の還付を受けることができます。

「領収証」等を取引の相手方に交付している場合でも、過誤納の事実の確認を受けるには、過誤納となった文書の原本を提示する必要がありますので、収入印紙を貼る際には誤りのないようご注意ください。

2 消費税及び地方消費税の金額（以下「消費税額等」といいます。）が区分記載されている場合又は税込価格及び税抜価格が記載されていることにより、その取引にあたって課されるべき消費税額等が明らかとなる場合には、その消費税額等の金額は「領収証」等に記載された受取金額に含めないこととされています。

○還付を受けるための手続など、印紙税についてお分かりにならない点がございましたら、最寄りの税務署（電話相談センター）へお尋ねください。

○国税庁ホームページでは税に関する情報等を提供しています。税に関する質問についてはタックス・アンサー（よくある税の質問）もご利用ください。

【 国税庁ホームページ www.nta.go.jp 】



この社会あなたの税がいきている

「不動産譲渡契約書」及び「建設工事請負契約書」の 印紙税の軽減措置の延長及び拡充等

「不動産譲渡契約書」及び「建設工事請負契約書」については平成25年4月1日から平成30年3月31日までに作成されるものについて、印紙税の軽減措置が適用されます。

また、平成26年4月1日以降作成される契約書については、印紙税の軽減措置が拡充されることとなりました。

平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に作成される契約書の税率

平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に作成される不動産譲渡契約書及び建設工事請負契約書に係る印紙税の税率は、印紙税法別表第一第1号及び第2号の規定に関わらず、下表の「契約金額」欄に掲げる金額の区分に応じ、「軽減後の税率」欄の金額となります。

契 約 金 額	本 則 税 率	軽減後の税率
1千万円超 5千万円以下	2万円	1万5千円
5千万円超 1億円以下	6万円	4万5千円
1億円超 5億円以下	10万円	8万円
5億円超 10億円以下	20万円	18万円
10億円超 50億円以下	40万円	36万円
50億円超	60万円	54万円

平成26年4月1日から平成30年3月31日までの間に作成される契約書の税率

平成26年4月1日から平成30年3月31日までの間に作成される不動産譲渡契約書及び建設工事請負契約書に係る印紙税の税率は、印紙税法別表第一第1号及び第2号の規定に関わらず、下表の「契約金額」欄に掲げる金額の区分に応じ、「軽減後の税率」欄の金額となります。

契 約 金 額		本則税率	軽減後の税率
不動産譲渡契約書	建設工事請負契約書		
10万円超 50万円以下	100万円超 200万円以下	400円	200円
50万円超 100万円以下	200万円超 300万円以下	1千円	500円
100万円超 500万円以下	300万円超 500万円以下	2千円	1千円
500万円超 1千万円以下		1万円	5千円
1千万円超 5千万円以下		2万円	1万円
5千万円超 1億円以下		6万円	3万円
1億円超 5億円以下		10万円	6万円
5億円超 10億円以下		20万円	16万円
10億円超 50億円以下		40万円	32万円
50億円超		60万円	48万円

軽減措置の対象となる「不動産譲渡契約書」の範囲

軽減措置の対象となる「不動産譲渡契約書」とは、印紙税法別表第一第1号の物件名の欄1に掲げる「不動産の譲渡に関する契約書」をいいます。

なお、不動産の譲渡に関する契約と同号に掲げる他の契約が併記された契約書も軽減措置の対象となります。

軽減措置の対象となる「建設工事請負契約書」の範囲

軽減措置の対象となる「建設工事請負契約書」とは、印紙税法別表第一第2号に掲げる「請負に関する契約書」のうち、建設業法第2条に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成されるものをいいます。

(注) 建設工事に該当しない、建物の設計等のみを定める請負契約書は軽減措置の対象とはなりません。

なお、建設工事の請負に係る契約に基づき作成される契約書であれば、その契約書に建設工事以外の請負に係る事項が併記されていても軽減措置の対象となります。